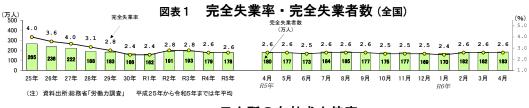
# 最近の雇用失業情勢

## 2024(令和6)年4月

(\*) ハワーワーク日向 日向公共職業安定所

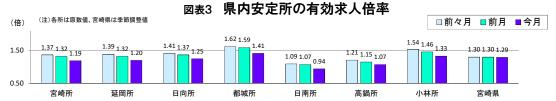
★各指標の推移★





	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
令和4年度	1.17	1.18	1.24	1.18	1.27	1.30	1.36	1.31	1.31	1.31	1.31	1.29	1.28
令和5年度	1.18	1.14	1.09	1.16	1.24	1.26	1.25	1.35	1.37	1.39	1.41	1.37	1.27
令和6年度	1.25												1.25
全国	1.26												
九州・沖縄	1.22												- 季節調整値
宮崎県	1.29												

注)令和5年12月以前の数値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。





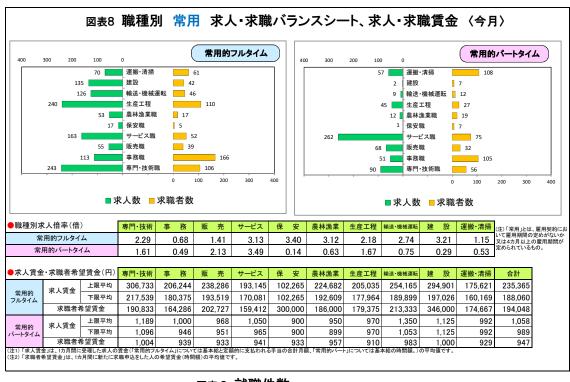
												(注)▲は減。
		農林漁業	建設業	製造業	運輸業	卸小売業	宿泊·飲食	医療·福祉	サービス業	その他	計	以下同様。
	R4年度計	182	1,223	1,411	599	984	589	1,983	537	674	8,182	
●産業別の	R5年度計	164	1,249	1,504	518	914	658	1,884	472	758	8,121	
新規求人数	R6年度計(4月~今月迄)	21	77	155	53	75	64	173	22	97	737	
	R5年度	▲ 9.9	2.1	6.6	▲ 13.5	▲ 7.1	11.7	▲ 5.0	<b>▲</b> 12.1	12.5	▲ 0.7	前年度比
	R6年度	▲ 87.2	▲ 93.8	▲ 89.7	▲ 89.8	▲ 91.8	▲ 90.3	▲ 90.8	▲ 95.3	▲ 87.2	▲ 90.9	(%)
● 新規求人数の産業別構成比												
ı	農林漁業 建設業	製	<b>造業</b>	運輸業	卸小売業	宿泊·飲食	医组	<b>泰•福祉</b>	サービス業	その他		

<ul><li>● 新規求人数の産業別構成比</li></ul>												
農	林漁業	建設業	製造業	運輸業	卸小売業	宿泊 飲食	医療・福祉	サービス業	その他			
R4年度計	R4年度計 5.1% 15.4% R5年度計 2.7% 13.1% R6年度計 2.8% 10.4%		18.5%	6.4%	11.3%	8.1%	23.2%	5.8%	9.3%			
R5年度計			20.1%	7.6%	10.0%	8.4%	24.0%	5.2%				
R6年度計			21.0%	7.2%	10.2%	8.7%	23.5%	3.0%	13.2%			







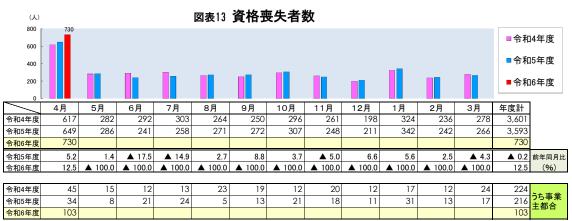




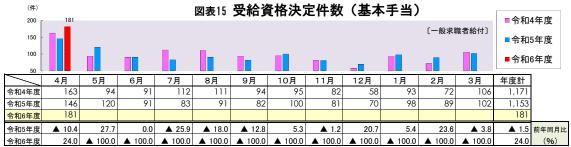












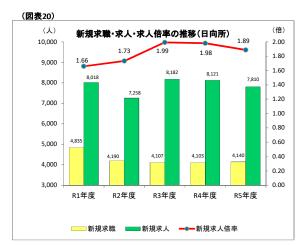
※令和2年5月~令和3年1月分、令和3年4月分の雇用保険受給資格決定件数については、速報値であり、修正があり得る。



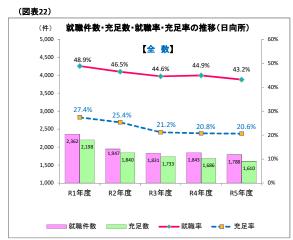


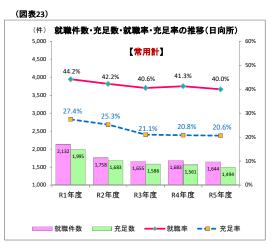






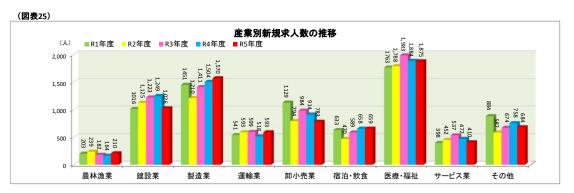






### (図表24) 一般職業紹介状況 (新規学卒者を除きパートタイムを含む)

		1		2	3	4		⑤	6	7	8	9	10
全数		新規求職	うち女性	新規求人	新規求人倍率 ②/①	有効求職	うち女性	有効求人	有効求人倍率	就職件数	充足数	就職率 ⑦/①×100	充足率 ⑧/②×100
	R1年度	4,835	2,894	8,018	1.66	20,130	11,434	22,151	1.10	2,362	2,198	48.9%	27.4%
	R2年度	4,190	2,497	7,258	1.73	18,839	10,445	19,397	1.03	1,947	1,840	46.5%	25.4%
	R3年度	4,107	2,376	8,182	1.99	17,058	9,182	22,439	1.32	1,831	1,733	44.6%	21.2%
	R4年度	4,103	2,344	8,121	1.98	17,816	9,549	22,785	1.28	1,843	1,686	44.9%	20.8%
	R5年度	4,140	2,312	7,810	1.89	17,260	9,285	21,835	1.27	1,788	1,610	43.2%	20.6%
常用計	R1年度	4,824	2,891	7,269	1.51	20,098	11,426	20,197	1.00	2,132	1,995	44.2%	27.4%
толирі	R2年度	4,162	2,484	6,655	1.60	18,760	10,404	17,859	0.95	1,758	1,683	42.2%	25.3%
常用	R3年度	4,080	2,361	7,534	1.85	16,967	9,128	20,670	1.22	1,655	1,586	40.6%	21.1%
常用的	R4年度	4,078	2,328	7,498	1.84	17,719	9,488	21,126	1.19	1,683	1,561	41.3%	20.8%
しパートノ	R5年度	4,113	2,292	7,239	1.76	17,165	9,228	20,246	1.18	1,644	1,494	40.0%	20.6%
	R1年度	1,562	1,244	2,893	1.85	7,411	5,546	7,826	1.06	869	769	55.6%	26.6%
パート タイム	R2年度	1,447	1,165	2,474	1.71	7,265	5,326	6,486	0.89	765	675	52.9%	27.3%
	R3年度	1,485	1,141	2,924	1.97	6,699	4,765	7,854	1.17	732	681	49.3%	23.3%
	R4年度	1,596	1,210	2,845	1.78	7,555	5,332	7,753	1.03	719	648	45.1%	22.8%
	R5年度	1,567	1,157	2,580	1.65	7,320	5,079	7,049	0.96	665	599	42.4%	23.2%



#### 《用語解説》

#### ■職業安定業務統計

「常用」と「臨時・季節」を合わせたものをいう。 [ 一般]

【常用[労働]】 雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4カ月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働

を除く)をいう。

【臨時/季節[労働]】

「臨時」は、雇用契約において1カ月以上4カ月未満の雇用契約期間が定められている仕事をいい、「季節」は、季節的な労働需要に対し、又は季節的な余暇を利用して一定の期間(4カ月未満、4カ月以上の別を問わない)を定めて就労するものいう。

卒業年の6月末日までに、公共職業安定所及び学校(職業安定法第27条の3及び第33条の2第1項第1号の 【新規学卒者】

規定による学校)において取り扱ったものをいう。

【パートタイム】 1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短

い者のことをいう。このうち雇用期間の定めがないか、又は4カ月以上の雇用期間によって就労する者を「常用的パートタイム」、1カ月以上4カ月未満の雇用期間が定められているか、又は季節的に一定の期間を定めて就労する者を「臨時的パートタイム」という。

【正社員】 パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者のこという。

【新規求職申込件数】 期間中に新たに受け付けた求職申込みの件数である。

【月間有効求職者数】 前月から繰越された有効求職者数(前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがって

いる就職未決定の求職者をいう。)と当月の「新規求職申込件数」の合計数である。

求職者と求人の結合を図るため紹介した件数(他安定所からの連絡求人分への紹介を含む)である。 【紹介件数】

有効求職者が安定所の紹介により就職したことを確認した件数である。 【就職件数】

【新規求人数】 期間中に新たに受け付けた求人数(採用予定人員)である。

【月間有効求人数】 前月から繰越された有効求人数(前月末日現在において、求人票の有効期限が翌月以降にまたがってい

る未充足の求人数をいう。) と当月の「新規求人数」の合計数である。

【充足数】 有効求人が、安定所の紹介により求職者と結合した件数である。

求職者に対する求人数の比率である。「新規求人数」を「新規求職申込件数」で除して得た「新規求人 倍率」と「月間有効求人数」を「月間有効求職者数」で除して得た「有効求人倍率」の2種類がある。 【求人倍率】

【就職率】 求職者に対する就職件数の割合である。「就職件数」を「新規求職申込件数」で除して算出する。

【充 足 率】 求人数に対する充足された求人の割合である。全国計では「就職件数」を「新規求人数」で除して算出

し、都道府県別では「充足数」を「新規求人数」で除して算出する。

#### ●雇用保険事業統計

【離職票提出件数】 雇用保険の基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受けようとする者が、公共職業安定

所に来所して離職票を提出した件数。

【受給資格決定件数】 離職者の提出した離職票に基づき、公共職業安定所長が基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金

の支給を受ける資格ありと決定した件数である。

同一受給期間内における基本手当の第1回目の支給を受けた者の数と雇用継続給付の第1回目の支給を受 【初回受給者】

けた者の数を合わせたもの。

【受給者実人員】 求職者給付(高年齢求職者給付金及び特例一時金を除く。)及び就職促進給付(就業手当のみ)を受け

た受給資格者の実数である。

#### **■総務省労働力調査**

【労働力人口】 15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせた人口のことである。

【非労働力人口】 15歳以上人口のうち、労働力人口以外の人口のことである。

【完全失業率】 労働力人口に占める完全失業者の割合(%)である。

【完全失業者】 次の三つの要件を満たす者をいう。

①仕事がなくて調査週間中に少しも仕事をしなかった (就業者とならなかった)

②仕事があればすぐ就くことができる

③調査週間中に、求職活動をしていた (過去の求職活動の結果を待っている場合を含む)

注:③の条件は昭和25年に加えられ、それまでの「失業者」という用語の定義が変わったことを示すために完全失業者とされた。

#### 原数値と季節調整値

労働力調査のような月次統計には、例えば、農業就業者が春から夏にかけて増加し、秋以降減少していくといった、季節的な要因で

李 張 落